



2025 年 3 月 5 日

松江市長

上定 昭仁 様

松江市のより良い保育を願う保護者の会

代表 福嶋浩彦



公開質問状（再）

私たちの公開質問（2月3日付）へご回答（2月19日付）いただき、どうもありがとうございます。
ただ、疑問が残る点がありますので、再度、質問させていただきます。3月28日までに文書で
ご回答くださいますようお願いいたします。

1. 「友達をふざけてトイレに閉じ込めた園児に対し、閉じ込められた側はどんな気持ちになるかを体験させるため、保育士がその園児を本人の意思に反してトイレに閉じ込めるという行為」が確認された場合について、具体的に回答できないとされています。しかし、総合的に検証するにしても、軸（原則）がなければなりません。そこに松江市の虐待に対する姿勢が示されると考えます。上のような事実が確認されても、不適切な保育や虐待にあたらない可能性がありますか。個別の事案についての質問ではなく、原則論としての質問です。
2. 再確認ですが、松江市が周知徹底を図るとされている国の「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」には、「虐待」に当たる具体例として「保育士が子どもを別室などに閉じ込める行為」が記載されています。トイレも別室に当たりますか。
3. トイレも別室に当たるとすれば、保育園でそうした行為があったことを把握した場合、松江市として、島根県とも情報を共有するとともに、その保育園へ立ち入り調査などを行うと考えてよろしいですか。
4. 保育士がこどもを立たせる行為は、国のガイドラインにおいて、「虐待」にあたる具体例として明示されていないとのことです。しかし、すべてを網羅できないから例として挙げてあり、法令で該当項目を列挙しているのとは異なります。市はガイドラインの考え方に照らして、立たせる行為をどう捉えておられますか。ガイドラインの具体例と同様の原則論としてお答えください。

以上

【連絡先】 松江市上乃木 4-20-36 205

090-8568-1422

福嶋浩彦